



養護教諭の森 です。今年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

《4月 健康診断のお知らせ》

身体計測と歯科健診以外は、受診勧告の方のみお知らせを配布します。

- 身体計測と視力・聴力検査
12日(水) 1・2年(身体計測のみ)
14日(金) 5・6年(6年:聴力検査なし)
17日(月) 3・4年(4年:聴力検査なし)
18日(火) 1・2年(視力・聴力検査のみ)

○歯科健診 13日(木) 全校生

○耳鼻科健診 20日(木) 1~3年

5月25日(木) 4~6年

○眼科健診 21日(金) 全校生

○心電図検査 28日(金) 1年生のみ

今年度の新型コロナウイルス感染症対策について

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします!

【マスク】

4月1日より個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
<着けても着けなくてもどちらでもかまいません>
マスク着脱の偏見・差別は、絶対にしません。

ただし、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかける等の感染対策を
求めることもあります。マスク5枚をナイロン袋に入れてランドセルの内ポケット
に入れておくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

マスク5枚



【健康観察】

登校前の体温測定&健康観察(風邪症状の有無の確認等)を引き続きお願いします。
「検温カード」への記入&提出の必要はありません。

【かぜ症状や発熱による欠席の扱い】

上記の理由で学校を欠席される場合やご家族(同居)の方に発熱があるため欠席をされる等の場合、出席停止となります。(今後扱いの内容に変更がある場合は、お知らせをいたします。)

引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等は続けましょう。

日本スポーツ振興センターについて

多度津町教育委員会では、町内で在学の児童生徒の不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害給付契約を結んでおります。

この制度は、学校管理下において児童がケガなどをした場合に、その程度に応じて**治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度**です。



1 学校管理下とは次の場合です。

- ① **授業中**（特別活動を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく**課外指導**
- ③ **休憩時間中**及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による**登下校中**

2 給付金額

医療保険を使っでの受診が原則です。
初診から治癒までの医療費総額が 5,000 円以上**(保険を使用しての本人支払額が 1,500 円以上)**を支払った場合が対象となります。

3 給付基準

- ① 給付自由が生じた日から、**2年間手続きを行わない場合、時効によって消滅**されます。
- ② 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初年から最長 10 年間行われます。
- ③ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童は、医療費の給付は行われません。

5 共済掛金

- ① 保護者負担額は、460 円です。掛け金を納めることで、加入・更新手続きが出来ます。
- ※ **学校諸費から引き落とし**させていただきます。なお、準・要保護の世帯は、掛け金を引き落としいたしません。

4 給付の流れ



多度津町の乳幼児等医療費助成制度がありますが、国の公的制度的ため、**本制度を優先**していただきますよう、よろしくお願いいたします。